

令和5年涌谷町議会定例会1月第2回会議（第1日）

令和5年1月30日（月曜日）

議事日程（第1号）

1. 開 会

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 会議録署名議員の指名

1. 会議日程の決定

1. 行政報告

1. 佐々木敏雄君の議員辞職の件

1. 議案第1号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第2号 涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第3号 令和4年度涌谷町一般会計補正予算（第9号）

1. 常任副委員長の選任報告について

1. 日程の追加について

追加日程第1号

1. 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第2号

1. 特別委員会委員の選任について

1. 休会について

1. 散 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	黒澤 朗 君	2番	涌澤 義和 君
3番	竹中 弘光 君	4番	佐々木 敏雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稲葉 定 君
7番	伊藤 雅一 君	8番	久 勉 君
9番	杉浦 謙一 君	11番	大泉 治 君
12番	鈴木 英雅 君	13番	後藤 洋一 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 稔雄 君	副 町 長	高橋 宏明 君
総務課長 兼 参事	高橋 貢 君	企画財政課長 兼 参事	大崎 俊一 君
町民生活課長	今野 優子 君	町民医療福祉副センター長 兼 参事 兼 国民健康保険病院総務管理課長	木村 智香子 君
福祉課長	鈴木 久美子 君	健康課長	木村 治 君
農林振興課長	三浦 靖幸 君	建設課長	小野 伸二 君
教育委員会教育長	柴 有司 君	教育総務課長 兼 給食センター所長	内藤 亮 君
代表監査委員	遠藤 要之助 君		

事務局職員出席者

事務局 長	荒木 達也	総務 班 長	金山 みどり
-------	-------	--------	--------

(午前10時)

○議長（後藤洋一君） 皆さん、おはようございます。

本日の議事運営につきましても、いつもと変わらない格別のご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

-----◇-----

◎開会の宣告

○議長（後藤洋一君） 本日1月30日は休会の日ですが、議事の都合により令和5年涌谷町議会定例会を再開し、1月第2回会議を開会いたします。

-----◇-----

◎開議の宣告

○議長（後藤洋一君） 直ちに会議を開きます。

-----◇-----

◎議事日程の報告

○議長（後藤洋一君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。

-----◇-----

◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤洋一君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により議長において、2番涌澤義和君、3番竹中弘光君を指名いたします。

-----◇-----

◎会議日程の決定

○議長（後藤洋一君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

1月第2回会議の日程につきましては本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、1月第2回会議の日程は本日1日と決しました。



◎行政報告

○議長（後藤洋一君） 日程第3、行政報告。

町長の行政報告を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） おはようございます。どうぞ本日の議会よろしくお申し上げます。

それでは、行政報告2件につきまして、あらかじめお配りしております項目に従いましてご報告させていただきます。

それでは、病院事業管理者の選任についてご報告を申し上げます。

涌谷町町民医療福祉センターにおきましては、令和4年9月末に前病院事業管理者が退任され、現在まで在職するスタッフの協力の下、運営を行ってまいりました。

このたび、令和5年2月から新たな病院事業管理者として、涌谷町町民医療福祉センター名誉所長であります前沢政次氏を起用することといたしました。

前沢政次先生におかれましては、昭和63年から平成8年までの約9年間、涌谷町町民医療福祉センターにおいて、所長として地域包括ケアシステムの構築にご尽力をいただきました。その後は、北海道大学や当大学院において教授を歴任され、多くの学生に対し地域医療の重要性について説かれました。また、昨日まで夕張診療所所長を務めるなど、現在も医師として第一線で活躍をされているところでございます。

これまで培われた実績を生かし、町民医療福祉センターの人材開発及び人材育成、涌谷町の医療、介護、福祉の更なるサービス向上、そして一番の課題であります3事業の経営改善に向けて、その手腕に期待いたすものであります。

次に、涌谷町地域振興公社における労災事故に係る損害賠償についてご報告申し上げます。

涌谷町地域振興公社における労災事故に係る損害賠償について、1月18日に開会いたしました全員協議会において概要説明をいたしておりますが、改めてご報告を申し上げます。

平成29年11月23日午前9時20分頃、わくや天平の湯正面玄関でイルミネーションを取付け作業中に、脚立をはしごのように使用し玄関上部に昇降中、転落し、コンクリート地面に全身を強打し、大崎市民病院救急センターへ搬送され、脳挫傷、外傷性くも膜下出血、右肋骨多発骨折等の診断を受けました。

その後、令和元年7月8日まで労災補償休業補償請求をしておりましたが、症状が固定したことで労災終了したため、被災された方のご家族が訴訟手続に移り、令和2年3月11日付で受任通知が、令和2年5月1日付で2,800万円の請求金額通知が、さらに昨年5月17日に訴状がそれぞれ相手方弁護士から地域振興公社に届いております。

この間、町の顧問弁護士である渡邊弁護士のお力をお借りしながら裁判等を進めてまいりましたが、地域振興公社側の作業指示や安全確認などによる地域振興公社側の非がないことを立証できないことから、和解すべき

として、現在、和解金1,750万円で和解に向けた協議を行っております。

本来、企業であれば留保金などの資金を持っておりますが、ご存じのとおり、地域振興公社にはこれを支払う財力がありません。

地域振興公社は、当初、地域振興を目的に組織されたものの、実際は天平ろまん館の運営、平成10年よりわくや天平の湯などの運営を委託し、施設管理に特化した法人であります。

わくや天平の湯開設時より平成16年まで黒字経営であり、平成10年から16年までは町にその黒字分を寄附金として繰入れしていたものの、その後は赤字経営となり、特に平成19年度の指定管理制度を導入してからは事業収入の不足見込額を指定管理料に含む形となり、収入増加の余力が少なくなるなど、財力はなく、このままでは経営が立ち行かなくなることから、運営を任せている町として、また、地域振興公社を設立した町の責任において、賠償請求されております1,750万円について補填金として地域振興公社に指定管理料として支払うべきと考えております。

さらに、コロナ禍により客足が戻らず、年度内中に不足する事業費1,600万円を合わせた計3,350万円を今回補正計上させていただきますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上2件につきまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（後藤洋一君） この際、暫時休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時21分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。



◎佐々木敏雄君の議員辞職の件

○議長（後藤洋一君） 日程第4、佐々木敏雄君の議員辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、佐々木敏雄君の除斥を求めます。

〔4番 佐々木敏雄君退席〕

○議長（後藤洋一君） 辞職願を事務局長が朗読いたします。事務局長。

○事務局長（荒木達也君） 朗読いたします。

令和5年1月18日

涌谷町会議長 後藤洋一様

涌谷町会議員 佐々木敏雄

辞職願

今般、下記の理由により、議員を令和5年1月30日をもって辞職したいので、涌谷町議会会議規則第92条第2

項により許可されるようお願いいたします。

理由、一身上の都合により。

以上です。

○議長（後藤洋一君） お諮りいたします。

佐々木敏雄君の議員辞職の件を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、佐々木敏雄君の議員の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時23分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

〔佐々木敏雄君着席〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

ここで、佐々木敏雄君から議員を辞職するに当たり、皆様方にご挨拶を申し上げたいとの申入れがありますので、議会先例により許可いたします。

佐々木敏雄君登壇願います。

〔佐々木敏雄君登壇〕

○4番（佐々木敏雄君） 辞職に当たり挨拶の機会をいただきまして、大変ありがとうございます。

去る1月18日に議員辞職願を提出しておりましたが、本日許可をいただき、誠にありがとうございます。

議員として2期途中の7年1か月間でしたが、議員の皆様にはいろいろな体験や経験をさせていただきました。本当に感謝申し上げます。また、執行部の皆様方にも100項目ほどの一般質問に対し誠心誠意回答、そして事業執行などに対応していただきました。厚く御礼申し上げます。

私が議員を目指したきっかけは、2011年の東日本大震災であります。国内外から1,000人ほどのボランティアの皆さんが町民医療福祉センターを拠点に、被災地の復旧・復興の支援と被災者への皆様方の救済に、日々、誠心誠意活動している姿を目の当たりにしたことであります。困っている人がいたならば手を差し伸べ、話を聞いてあげ、よりよい方向へ導いてあげる。宮沢賢治の雨ニモマケズに同趣旨のことがうたわれています。このようなさりげない精神が行政にも必要であると実感したからであります。

また、私は涌谷で生まれ、涌谷で育ち、涌谷町に40年ほど奉職いたしました。そのようなこともあり、恩返しのつもりで議員になったという次第でございます。

この気持ちは、今後も変わることはありません。微力ながら活動を継続してまいりたいと考えております。ご賛同いただけるのであれば、皆様のご支援ご協力をお願いしたいと思います。

結びに、涌谷町の未来のあるべき姿と方向性を示していただきたいと思っており、そのためには議論や討論を活発にさせていただきたいことをお願いいたします。

最後に、皆様方のご活躍とご健勝、そして涌谷町のますますの発展を祈念して辞職の挨拶といたします。

貴重な時間をいただきまして、ありがとうございました。

○議長（後藤洋一君） 佐々木敏雄君が退席されますので、皆様でお見送りしていただきたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

〔佐々木敏雄君退席〕

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

◇

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第5、議案第1号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） それでは、議案第1号の提案の理由を申し上げます。

平成31年度から、財政再建計画の一つとして特別職の給与を減額しております。

先ほど行政報告をいたしました病院事業管理者から、病院の収入を増やす努力をしながら同時に支出減を図っていく。その実践として、自らの給与削減をという申出がございました。

財政再建計画における特別職の給与減額とは別に、その強い思いを真摯に受け止め、今回減額をいたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第1号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書につきましては1ページ、新旧対照表につきましても1ページをご覧ください。

本案につきましては、ただいま町長の提案理由にもありましたとおり、新たに病院事業管理者として就任されます前沢氏より給与の減額について申出を踏まえまして改正を行うとともに、併せて文言の整理を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

附則第31項、第32項につきましては、文言の誤りがございましたので、今回、下線部分についてそれぞれ訂正させていただくものでございます。

また、32項の次に、第33項として次の1項を加えるものでございます。

33項の内容でございますが、今回、これまで病院事業者の給料月額につきましては、財政再建計画を踏まえ、その給料月額から100分の5を減額しておりましたが、今後はそれを引き継がず、令和5年2月1日から3月31日までに係る期間におきまして、本附則に基づく減額、今回は30万円を減額するというを行うものでございます。

結果、また、手当の額や、今後退職した場合の給料月額については、減額前の給料月額であります75万円を基に計算を行おうとするものでございます。

議案書1ページにお戻りください。

附則でございます。附則といたしまして、本条例の施行月日につきましては令和5年2月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

これにて……、11番大泉……、反対ですか。ほかにございませんか。

それでは、11番大泉 治君、反対討論お願いいたします。

○11番（大泉 治君） それでは、反対討論をさせていただきます。

涌谷町国保病院の初代センター長であります前沢先生が、2月1日より、空席となっていた病院事業管理者としてセンター長として赴任していただくことに伴っての本人の強い希望での減額の条例改正案でございますが、前沢先生は、涌谷を離れ北大に赴かれてからも、涌谷町を第二のふるさととして、常に講演の中では涌谷をアピールしていただいていると親戚から電話をいただいたこともございます。

前沢先生は、常に涌谷を思い、心配し、特に財政非常事態宣言以降は、遠く北の地から涌谷まで定期的に診療に来ていただいたり、ここまで涌谷を、病院を思っていることに感謝以外にはありません。

医師であり、センター長としての重責を考えたとき、決して多くはない給与を大幅減額することなど考えられません。まして、病院改編を行う初年度、センター長として先頭に立って、安定した経営を確立していただくことが最優先であり、病院スタッフの士気にも関わらないかと考えます。

町は、どんなに強い申出だったとしても、管理者を引き受けていただいただけで十二分にありがたいことで、断固断るべきではなかったのかと思います。

町民を代表する一議員として、これ以上先生に甘えるわけにはまいりません。給与はしっかり受け取っていた

だき、前沢先生を中心に病院改編を成功に導けるよう努力していただければ十分だと考えております。

涌谷町を、病院を、町民を思う強い気持ちがこの申出となったものと理解いたしておりますが、そのありがたい気持ちだけいただき、感謝申し上げながらの反対とさせていただき、反対討論といたします。

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（後藤洋一君） 起立多数であります。よって、議案第1号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第6、議案第2号 涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 大変に身に余るお言葉いただきました。心から感謝申し上げます。

それでは、議案第2号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和5年2月から涌谷町国民健康保険病院において耳鼻咽喉科の診察を開始することに伴い、条例で定めている診療科目に耳鼻咽喉科の追加等をいたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務管理課長。

○町民医療福祉副センター長兼参事兼国民健康保険病院総務管理課長（木村智香子君） 議案第2号 涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

ただいま町長の提案理由で申し上げましたとおり、令和5年2月1日から涌谷町国民健康保険病院において耳鼻咽喉科外来を開始するため、条例を整備するものです。また、保健所に申請している標榜診療科と合わせるため、そのほかも改正いたすものです。

説明につきましては資料でご説明いたしますので、条例案新旧対照表、2ページをお開き願います。

第2条第3項第1号を改正するもので、変更部分は、「カ 肛門科」「シ 婦人科」を削除し、「キ 消化器科」を「カ 消化器内科」に、「コ 循環器科」を「ケ 循環器内科」へ変更し、「シ」として「耳鼻咽喉科」を追加いたすものです。

なお、耳鼻咽喉科は東北大学耳鼻咽喉科の医局からの派遣となり、週1日、金曜日午前中の診療になります。また、機械器具などは、以前常勤医が勤務していたときのもので対応していただくものです。

このことにより、町内や近隣の医療機関がない耳鼻咽喉科に、町民の皆様の医療環境の向上に寄与するものと期待いたすものです。

終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号 涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第7、議案第3号 令和4年度涌谷町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第3号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ6,032万2,000円を増額し、総額を83億5,471万5,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では、事業見込みにより、出産・子育て応援交付金をはじめとする国庫支出金、県支出金をそれぞれ増額いたし、寄附金におきましてはふるさと納税等を増額、繰入金におきましては、財源調整のため財政調整基金繰入金を増額いたすものでございます。

歳出では、総務費におきまして、ふるさと納税の増額を見込むことから委託料を増額するほか、地域振興公社の継続支援及び行政報告で申し上げました損害賠償等の補填金として、健康文化温泉施設指定管理料を増額いたすものでございます。

民生費におきましては、さくらんぼこども園の施設環境整備のため修繕費を増額いたし、衛生費におきましては、国・県の補助を活用し、全ての妊産婦、子育て家庭が安心して出産、子育てができるよう、伴走型の相談支援として経済支援を併せて実施するものでございます。

農林水産業費におきましては、電気料金等の高騰により農業水利施設に係る維持管理費が増大していることか

ら、土地改良区の安定的な運営を図るため、農業水利施設施設管理緊急対策事業補助金により支援をするもの
でございます。

土木費におきましては、県事業で実施しております鹿飼沼4号橋架替調査設計に係る負担金が不要となったこ
とから減額いたし、大谷地線道路改良工事費を増額いたすものでございます。

教育費におきましては、各教育施設的环境整備のため修繕費等を増額いたすほか、教育費へ寄附をいただきま
したことから、備品購入費として教育環境の整備に充てるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

〔午前10時41分 7番 伊藤雅一君退席 出席議員数10名〕

○議長（後藤洋一君） それでは、担当課長から順次説明願ひます。総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） では、私のほうから人件費について説明させていただきます。

議案書、予算書20ページ、21ページをお開きください。

給与費明細書になります。1、特別職でございます。下の欄の比較の欄をご覧ください。

報酬におきまして3万4,000円の増となっておりますが、今回、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日
等の臨時特例に関する法律、いわゆる統一地方選挙の選挙日程が確定したことに伴いまして、選挙管理委員会
の開催が必要となったことから、今回、開催に係る分についての報酬を計上するものでございます。

続いて、21ページでございますが、こちらにつきましては一般職となっております、正職員と会計年度を分
けた数字となっておりますので、次のページ、22ページ、23ページをお開きください。

22ページ、ア、会計年度任用職員以外の職員でございます。比較の欄をご覧ください。と思ひます。

給与費におきまして、職員手当で131万1,000円の増となっております。内訳といたしましては、職員手当の内
訳として記載されております。扶養手当10万円増、住居手当7万2,000円の減、通勤手当3万1,000円の増、寒
冷地手当3万1,000円の増については、職員履歴の変更に伴うものでございます。

また、時間外手当121万6,000円の増額でございます。こちらにつきましては、総務費におきましては、派遣職
員の時間外勤務の含めた今後の見込みを踏まえて増額するとともに、町民生活課におきましては、マイナンバ
ーに係る発行業務に係る費用、今後の費用増、年度末の異動処理を含めた見込みを含めて66万6,000円ほど増額
するものでございます。また、まちづくり推進課におきましては、今回、職員の減員を踏まえた業務増及び今
後の見込み、また、生涯学習課におきましても、これまでの実績を踏まえた今後の見込みを踏まえて増額する
ものでございます。

次のページ、23ページでございます。

会計年度任用職員でございますが、こちらにつきましては、共済費におきまして6万6,000円の増額となっ
ております。これまでの加入要件あるいは賃金増の、さきにありました賃金増などに伴いまして、共済費として
負担が増加するものでございます。

(2) その他給与費明細書に含まれない人件費といたしまして、職員分といたしまして児童手当3万円の増と
なっているものでございます。

人件費につきましては以上となります。

それでは、4ページにお戻りください。

〔午前10時43分 7番 伊藤雅一君着席 出席議員数11名〕

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、第2表債務負担行為補正、1、債務負担行為の追加になります。

涌谷町庁舎等公衆Wi-Fi及び無線LAN環境構築事業につきましては、令和9年度までの保守について、期間、令和5年度から令和9年度まで、金額、限度額158万1,000円を限度額に行うものです。住民基本台帳ネットワークシステム賃借料は、マイナンバー交付に伴うパソコンなどシステムの増設を行うもので、令和5年度から令和6年度まで96万7,000円を限度額として、八雲住宅照明灯（LED）賃借料につきましては、八雲住宅敷地内にある外灯をLEDに交換するため、令和5年度から令和15年度まで200万円を限度額に、それぞれ債務負担を行うものでございます。

次に、2、債務負担行為の変更になります。

道路照明灯（LED）賃借料及び公園照明灯（LED）賃借料につきましては、当初予算より計上していましたが、入札行為が遅れており年度内に導入できないことから、期間を1年繰延べし、令和15年度まで、限度額につきましては、道路照明灯は1年分繰延べし、160万円の増、公園照明灯につきましては設置箇所などを精査した結果、38万5,000円の減となっております。

続きまして、歳入になります。8ページ、9ページをお開きください。

終わります。

○町民生活課長（今野優子君） 16款国庫支出金2項1目1節総務費補助金⑩個人番号カード交付関連事務費補助金34万2,000円の増額につきましては、マイナンバーカード交付関連事務として、年度末までの見込みにより増額をお願いするものです。

マイナンバーカードの交付に関しましては、令和4年11月から、毎週水曜日の夜間窓口に加えて、月1回、日曜日に、個人番号カードの交付窓口を予約制で開設しておりました。また、今後も年度末まで交付窓口を開設することから、職員の時間外勤務手当相当分を見込みました増額になります。

終わります。

○健康課長（木村 治君） 3目1節⑭出産・子育て応援交付金586万2,000円の増額及びその下の17款県支出金2項3目1節⑯出産・子育て応援交付金96万4,000円の増額につきましては、先日の議会全員協議会において事業の説明をいたしました。交付金事業に係る伴走型相談支援及び経済的支援を行う給付金を国・県補助金に対して増額を行うものでございます。補助率については国3分の2、県6分の1、町6分の1になります。

以上です。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 19款寄附金1項1目1節②ふるさと納税200万円の増額でございますが、今後の見込み踏まえまして増額するものでございます。

以上です。

○教育総務課教育総務班長（森 太秀君） 2目1節②教育費寄附金11万3,000円の増額でございますが、遠田商工会様から教育行政の一助として、チャリティーゴルフコンペのチャリティー金並びにわくや産業祭の売上げ、合わせて11万3,600円のご寄附をいただいたものでございます。

なお、歳出でご説明いたしますが、頂いた寄附金につきましては、幼稚園の備品購入に充てさせていただくも

のでございます。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 20款繰入金2項1目1節⑫財政調整基金繰入金5,104万1,000円の増は、歳入歳出の財源調整となります。補正後の財政調整基金の残高は12億5,641万7,000円になります。

それでは、歳出になります。10ページ、11ページをお開きください。

終わります。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 2款総務費1項1目細目2一般管理経費125万4,000円の増額でございます。そのうち、7報償費に3万円の増につきましては、町財政及び病院事業に係る有識者会議を2月中旬に行うことから、こちらを増額するものでございます。

11節役務費、手数料、公用車点検手数料15万6,000円、③保険料4万円の増、また、26節公課費、公用車重量税2万5,000円につきましては、今後、2月、3月に行われます車検分につきまして、今回計上させていただくものでございます。本来であれば当初予算に計上すべきものでございました。申し訳ございません。

また、12節委託料、ふるさと納税事務委託料100万円の増につきましては、先ほどふるさと納税で200万円増額を見込んでおりますが、その半分、事務経費として委託料を計上するものでございます。

以上です。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 4目1管財一般経費12①健康文化複合施設指定管理料3,350万円の増は、行政報告で町長が説明いたしましたとおり、地域振興公社の労災事故に係る損害請求の支払いについて1,750万円を補填いたそうとするもの及び事業継続に関し3月まで不足するであろう1,600万円を補填しようとするものでございます。

5目3基金管理経費200万円の増につきましては、200万円、24積立金①積立金、ふるさと涌谷創生基金積立金200万円の増につきましては、歳入でふるさと納税200万円の増と同額を一旦基金に積み立てようとするものでございます。

終わります。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 4項8目涌谷町長選挙費経費でございます。3万9,000円の増でございますが、先ほど人件費で申し上げましたように、統一地方選に向けまして選挙管理委員会の報酬3万4,000円と旅費といたしまして費用弁償5,000円を計上するものでございます。

以上です。

○福祉課長（鈴木久美子君） 3款民生費2項6目細目3こども園経費14節工事請負費81万2,000円の増額につきましては、さくらんぼこども園アリーナの雨どい修繕工事になります。こちらは体育館の雨どいですが、入り口側と南側の2か所から経年劣化により大量の水が流れ落ちる状況につき、安全確保のため修繕をお願いするものです。工期は3週間程度を見込み、年度内に完了する予定としております。

終わります。

○健康課長（木村 治君） 4款衛生費1項1目細目7出産・子育て応援交付金事業費710万8,000円の増額につきましては、交付金事業に係る必要経費についてお願いするものでございます。

内訳になりますが、11節役務費①通信運搬費8,000円の増額については、対象者に対して案内通知をする際の

郵送料になります。

次に、12節①委託料、健康管理システム改修業務委託料200万円の増額については、出産・子育て応援交付金の情報管理システム導入に係るシステム改修費になります。

次の14ページ、15ページをお開き願います。

18節④補助交付金、出産・子育て応援交付金510万円の増額につきましては、対象者60名の方に対して給付するものでございます。合わせて510万円を予定するものでございます。

以上です。

○農林振興課長（三浦靖幸君） 6款農林水産業費 1項 3目細目 1 農業振興対策事業費17節①備品購入費、農道整地用備品購入費105万6,000円の増額ですが、農道整地機 2 台を購入するものです。農道整地機械は、未舗装農道の凸凹やわだちをならしていくもので、トラクターの後ろに設置し使用するものでございます。

購入後は、涌谷地域再生協議会、旧迫川右岸土地改良区に管理をお願いする予定としております。

貸出先は、基本、多面的機能の団体に貸出しを行います。このことにより、地域で行う活動を一部機械化により負担の軽減を図り、多面的機能支払団体の活動が維持できるようにするものでございます。

18節④補助交付金、農業水利施設管理緊急対策事業補助金になります。事業説明については、定例会 1 月会議資料 3 ページで行います。資料をお開きください。

本事業の目的でございますが、農業者が構成員となる土地改良区は用排水機場などの農業水利施設を管理しており、エネルギーの物価高騰により影響を受けております。農業生産のほか、洪水防止をはじめとする多面的機能の発揮等に支障を生じることがないように、農業水利施設等の電気料金などのかかり増し経費を緊急的に支援するものでございます。本事業は、宮城県と同時に事業実施する予定としております。

事業内容でございますが、電気料金などのかかり増し経費を緊急的に支援するものでございます。

補助対象者は、土地改良区となります。

補助対象は、用排水機場などの農業水利施設の電気代、重油代及び土地改良区事務所の電気代となり、対象期間は、令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月までの増額分となります。

補助率は、昨年度との差額のうち県が 2 分の 1、町が 2 分の 1 以内とするものでございます。

ただし、町の補助率 2 分の 1 としておりますが、涌谷町に事務所を有していない改良区の補助率は 4 分の 1 以内を想定しております。

総事業費は1,300万円となります。

対象となる改良区は、涌谷土地改良区、旧迫川右岸土地改良区のほか、河南矢本、旧迫川沿岸、江合川沿岸、美里東部の計 6 改良区となります。

下のほうに補助見込額を記載しております。

涌谷土地改良区、旧迫川右岸土地改良区の 2 改良区で、昨年より 2,000 万円以上の電気代が増加している状況でございます。そのため、土地改良区への支援により先ほどの申し上げた目的を達成することにより、災害対応への影響をなくすほか農業者への支援にもつながり、この物価高の中でも営農を継続していただくよう支援をしていきたいと考えております。

議案書にお戻りください。

18節補助交付金として1,300万円の増額をお願いするものです。

終わります。

○建設課長（小野伸二君） 8款土木費になります。2項1目細目2道路橋りょう総務経費160万円の減額ですが、13節①使用料及び賃借料で、道路照明灯の灯具をLED灯への切替えに係るリース料につきまして、今年度施工いたしまして10年間のリース契約の予定でございましたが、今年度施工が難しくなったため、お認めいただいております160万円を減額するものでございます。

続きまして、細目1の道路新設改良事業につきましては、次のページ、16、17ページをお開き願います。

18節その他交付金で県営の補助整備事業、鹿飼沼補助整備事業内の鹿飼沼4号橋に係る調査設計委託負担金につきまして、本年1月に宮城県から負担金が不要となった旨連絡がありました。さきの12月会議でお認めいただきました323万3,000円を減額いたし、前のページ、14ページ、15ページになりますが、14節工事請負費、道路改良工事事業費としまして大谷地線の道路整備事業に組替えを行い、整備しようとするものでございます。

また、すみません、16ページ、17ページをお開き願います。

3項2目細目1公園管理経費26万5,000円の減額ですが、先ほどご説明いたしました道路照明灯同様、公園内の照明灯につきましても、今年度LED灯への交換を行うことが難しくなったことから、減額をお願いするものでございます。

終わります。

○教育総務課教育総務班長（森 太秀君） 10款教育費2項1目細目2小学校管理経費10節⑥修繕料で59万4,000円の増額につきましては、不具合が生じております箕岳白山小学校の放送設備の修繕に係る費用についてお願いするものでございます。

続きまして、3項1目細目2中学校管理経費10節⑥修繕料31万5,000円の増額でございますが、涌谷中学校の照明器具の修繕に係る費用についてお願いするものでございます。

続いて、4項1目細目2幼稚園管理経費10節⑥修繕料41万1,000円の増額につきましては、のだけ幼稚園の外周のフェンスの基礎部分につきましてぐらつきがあり、修繕が必要でありますことから増額をお願いするものでございます。

17節①備品購入費で11万3,000円の増額につきましては、遠田商工会様からご寄附いただきました寄附金を財源として、経年劣化により不具合が生じております涌谷幼稚園のデジタルピアノを新たに購入しようとするものでございます。

次のページ、18ページ、19ページお開き願います。

一番下の欄になります。6項2目細目2給食センター運営経費10節⑥修繕料で58万1,000円の増額につきましては、小中学校へ配送する際に使用しておりますコンテナ7台、それから除害施設のプロアにつきまして修繕が必要となりましたことから、所要の経費についてお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 休憩します。再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時03分

○議長（後藤洋一君） 再開します。

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

第2表、債務負担行為補正について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 歳入は一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 歳出に入ります。歳出は項ごとになります。

10ページから11ページまで、2款総務費1項総務管理費、ございませんか。1番黒澤 朗君。

○1番（黒澤 朗君） 1番黒澤でございます。

先ほど行政報告でもございましたが、健康文化複合温泉施設指定管理料ではございますけれども、3,350万円として計上されております。本来、公社において損害賠償金を支払うのは誰なのか。損害賠償金の支払い義務を負うのは本来誰なのか。先日、全協でも、課長のほうから本来公社にあると答弁されております。また、本来振興公社が支払うべきものを町が肩代わりする必要性について、町の考えといたしまして、公社には支払うお金がないので、それではけがした方もかわいそうなのでということで、肩代わりして町が支払うということではよろしいのですか。で、間違いない。そうだとす……、この理屈ですと、今後町が関与する施設や事業で同様の事故が発生し、支払いすべき者が支払い能力がない場合は町が肩代わりするのは当然というような前例になると思われます。先ほど稲葉議員のほうからもそう申されました。そういう前例をつくるのは、当事者は責任を問わないというのと同じだと考えますが、それでも町はそれでよしとするのか。その答えについては、今後そういうことのないようにやっていきますと、町長の答弁がございました。また、前回の全協で、リスク分担について、町と当事者との協議の結果、町が負担することに同意すれば、町が負担しても問題ないという答弁がありました。協定書でいうリスク分担は、管理運営に関して本来実行すべきことを行っているにもかかわらず想定外のことが発生した場合に協議することであって、今回のようなこの事案は適用するものではないのか、ないと思われます。すべきものではないと思われます。

そういう観点から、立替金と処理して貸付けすべきではないかと思いますが、その辺はいかが考えますか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） お答えいたします。

全員協議会というか、黒澤議員さんのおっしゃるとおり、今回、損害賠償の責任というものにつきましては地域振興公社にあるということで、町の関与といたしましては、町が地域振興公社をつくった、設置した責任ということから支払う、支払うというか補填すべきものと考えております。

リスク分担につきましては、町の責任だと、委託している責任、設置者である責任等々を鑑みまして、どの程度あるのかということで、弁護士とも協議しております。その中で基本協定第19条第1項のリスク分担という

ことで、分担表に定めのないものとして町と指定管理者が協議の上、決定する、ここを適用できるのではないかとということで、今回、指定管理料に含めるといふことでお願いいたしているものでございます。

あと、何だっけ、もう一つ。今後につきましては、それぞれ事案に応じて検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 1番黒澤 朗君。

○1番（黒澤 朗君） 今、ただいまの課長の見解ですと、答弁ですと、リスク分担の中に含まれるといふことの事項なんですか、今回ののは。

あと、今後、振興公社においては様々なお金の処理が続いてまいります。ただ指定管理料で処理するだけでは、なかなか皆様の、町民皆様のご理解をいただけない場面があるのではないかなと。そういうのを担当課の課長としてどう考えるのか。来月も再来月も、年度末に向けては様々処理していかなければならない事項があるはずで。そういうのをきちんとした多くの人が納得する形で進めていくべきと思いますが、いかがですか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） お答えいたします。

今後処理しなければならない事項、確かにございます。やはり指定管理が、天平の湯において指定管理が替わるといふことで、天平の湯、未払い、年度を越えての支払いというものも発生してきますし、町、多分ご心配おかけしております町からの貸付金というものもございます。

こちらにつきましては、令和5年度においてどうやっていけるか。あと、ろまん館の運営状況なんかも加味しながら、その辺は皆、協議しながら、また、議員さんの皆様にご理解を得ながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 1番黒澤 朗君。

○1番（黒澤 朗君） 公社の指定期間の最後のお尻のほうは決まっていました。その中でコロナがあり、経済的な燃油高騰とかいろいろな経済要因もありました。そういう中で、終わりが終わっていながら、担当課の処理の方法が遅れたのではないかと。そういう疑問もあります。長期貸付金とか、いろいろな問題を先送りにせず、何とかすっきりした形で解決していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） お答えいたします。

ご心配いただきありがとうございます。今回、指定管理、天平の湯替わった、天平の湯の指定管理が替わったということも、経営が替わったといふことでいい機会だと思っておりますので、その辺すっきりさせていきたいと思っておりますので、ご協力どうぞよろしくお願いたします。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。3番竹中弘光君。

○3番（竹中弘光君） 関連でございますけれども、今の答弁聞いていてちょっと納得いかないところがありますので一言言わせていただきたいと思っておりますけれども、いや、町、皆さん、当初から、町の責任で振興公社をつくって今まで運営してきたといふことの責任といふことを言っておりますけれども、結果的には、町としてそ

の地域振興公社の指定管理を、今も言っていますとおり、4月から替えたわけですね。ということは、町で振興公社を見放したという形で捉えていたんですけれども、それが今の部分の中で、何ですか、今、指定管理やっている3月までの部分では、当然、その中におきましての町の責任というか、その部分では、今も出ている案件につきまして、これはやぶさかでないと考えておりますけれども、今後、指定管理を外し……ろまん館だけにした中で、これを、何というか、会社を残したまま町がやっていくという道理が通らないと私は考えます。

その点も、今後、何ていうかね、どう処理するのか。今回の部分とまた違う部分がありますけれども、それをどう考えるのかとなってくると、また相談したいというような回答だと思いますけれども、やはり区切りをつけるべきではないかと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） ご心配ありがとうございます。そのお金の区切りのつけ方につきましては、令和5年度中にははっきりさせていきたいと思っておりますので、議員の皆様のご意見なんかを参考にしながらやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。ほかにございませんか。6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） ただいまの質疑の関連ですけれども、どうもね、今の答弁なんかも歯切れよくないというか、地域振興公社を守らなきゃいけないんだというか、何かそういうニュアンスで物聞こえるんだけど、私は、地域振興公社、この際解体してもいいと思います。町がつくった道義的責任があるんだというんだったら、今、解体してもいい道義、解体する道義責任もあると思う。貸付金も恐らくこのままだと返済能力はないんでしょう。結局ね、1,750万円返済能力ないんだから。

ということは、いつまでここ続けるんですか。ただのすねかじりの息子じゃないんです、もうこうなってくると。100円、200円、1,000円の問題じゃないんですよ。何千万円じゃないですか。いつまでこれ続けるんですか。今回のこの3,350万円だって、燃油高騰だから指定管理料として出さなきゃいけないんだと。誰でもできるんじゃないですか。地域振興公社なんか別になくても、別に町でつくらなくても、誰でもいいんじゃないですか、こんなものは。おかしいと思いませんか、それは。どうなんですか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） お答えいたします。

いつまで続けるのかということなんですが、今回、指定管理、天平ろまん館と委託決定をしております。天平ろまん館5年間続くわけですから、この中では、それに合った経営規模、経営体制を整えていただけるように頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） それも抽象的な答弁なんですけれども、これから5年間、天平ろまん館の指定管理続けるんだと。もうそれ一回契約したんだけど、それ解除する理由十分成り立つんじゃない、今回のことだけでも。役員のほうの責任ないんですよ。責任ないところの企業と契約したって、別に契約なんか無効じゃないですか、そんなもの。何やったら責任持たない企業と何で指定管理なんかすることが成り立つんですか。その契約解

除、当然じゃないですか。おかしいと思いませんか。それがおかしいと思わないだったら、私のほうがおかしいんですか。どうなんですか、それは。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 契約解除の条項に当たらないと思っておりますし、今後やはり、再三、町が設置した責任と言っておりますけれども、やはり町でしっかりとした経営体制見直していくということも必要かと思っております。その点、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） ちまたでは、地域振興公社設立したと云って、役場の退職した、元退職した人たちが中心になって、これ一番先、任意団体としてつくったという、町民はみんなそう考えていますよ。今でもそういったことで関与とか影響力があるんでしょうけれども。職員の皆さん方とか執行部皆さん考えているように町民は考えていないと思います。その辺をしっかりと念頭に置いて、町民がちゃんと理解できるような手法で物事を処理していただきたいと思っております。それをどう考えているのか、もう1回伺いたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 現在、地域振興公社に町のOBは一切いらっしゃいません。途中、専務理事等が入ったこともございます。これについて、役場職員が天下り先、要は天下り先みたいになっていることはございませんし、現在、理事長、民間から来ていただいて、民間の力、考えで、しっかりとやっていただいていると考えておりますので、よろしく願います。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。2番涌澤義和君。

○2番（涌澤義和君） 今のと関連で質問いたします。

一応事業ですので、委託業務といえど請負業務だと思うんですよ。請負って漢字で書きますと、請けた時点で負けと書くんですが、これだと全然負けなくて、ウィン・ウィンどころか、最後、勝ち誇ったような形の結果出しているように思いますが、いかがでしょうか、その辺は。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 請け負ったから負けだということはないと思っておりますし、ちょっとさっき稲葉議員さんのほうにもお答えするの忘れておりましたが、働いている従業員というのもしらっしゃいます。しっかりとした、従業員に給料を支払うだけのしっかりとした経営というものをしていかなければならないし、指定管理という原則、事業収支の不足分、赤字分を指定管理料で支出をするということにもなっておりますので、その辺ご理解いただきたいなと思っております。

○議長（後藤洋一君） 2番涌澤義和君。

○2番（涌澤義和君） うちらも、まずこの議員になる前に、ちょっとした事業とか何か、県・国からの請負段階では、1,000万円なら1,000万円の仕事を請け負う段階で1,000万円の現金に足るものか、ない場合は要するにその事業を受けられないという資産証明みたいな出させられたときもあったんですが。そして、その1,000万円ない人は、最終的には生命保険入って、自分の命を、生命保険を担保にしたような形で資金的なものつくったりなんかして事業を請けた経緯も私は経験しております。だから、その辺に関しましても、あくまでも仕事ですから、プラスになるときもあるでしょうし、マイナスあるときもあるでしょうけれども、あくまでもマイナ

スになったときはそれなりの覚悟を持って、請負とか契約、委託、今後、継続してやるんだったらそれなりの覚悟を持ってやってもらいたいと、両方に、町執行部のほうに対しても、請負する委託管理の業者の方にも、その辺申し送りしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 請負につきましては、指定管理以外でも工事であったりなんなりということでございますけれども、それなりに、最初、当初契約した金額が全てではなく、やっぱり中身で変更があった場合には変更契約というものをさせていただいております、はい。それで、本来であれば当初の金額でやっていただくのが適正かとは思っておりますけれども、やはりそういった外的要因がある、あつての変更というのはのまざるを得ないというところになるかと思っております。

○議長（後藤洋一君） 涌澤義和君。

○2番（涌澤義和君） 今後やはりこのようなこと、1例目やったわけですので、2例目、3例目ないように、今後ともやっていただきたいと思ひます。

終わります。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 十分指導してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 次に入ります。

10ページから13ページまで、3項戸籍住民基本台帳費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 12ページから13ページまで、4項選挙費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 12ページから13ページまで、3款民生費1項児童福祉費、ございませんか。1番黒澤 朗君。

○1番（黒澤 朗君） 3款のこども園経費でございますけれども、今回、アリーナの雨どい修繕工事ということになっておりますけれども、いろいろな施設に関しましてどの程度老朽化しているのか、担当課長の所感をお聞きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木久美子君） こども園含めまして児童福祉施設については、長寿命化計画の中で把握していると考えております。詳細については、ちょっと今は資料を持っておりませんので、説明はできませんので、すみません。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。ほかにございませんか。

次に入ります。

○議長（後藤洋一君） 12ページから15ページまで、4款衛生費1項保健衛生費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 14ページから15ページまで、6款農林水産業費1項農業費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 14ページから15ページまで、7款商工費1項商工費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 14ページから17ページまで、8款土木費2項道路橋りょう費。8番久 勉君。

○8番（久 勉君） 15ページの道路橋りょう総務費、使用料及び賃借料の照明灯のリース料の160万円減というの、今年度中にできなかったというのは、これ次のページの公園管理もそうなんですけれども、同じその照明灯のリース料なんですけれどもね、当初で予算取っていて今年度中にできなかったというのは、何が原因なんです。仕事しなかったということじゃないのかな。何でできなかった。相手ができないということだったんですか。契約できなかったという。契約事務を速やかにやればできたことではないのかなと思うんですけれども。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課長（小野伸二君） 道路照明灯のリース料につきましては、既存の水銀灯あるいはナトリウム灯等をLED灯に交換すると。そして、その交換器具代及び交換の工賃を10年間のリース料で割るという形で当初予算で計上しておりました。計上したものの、最終的には発注まで至っていないというのが現状でございます。

その発注の前段といたしまして、器具の選定、最終的な調整及び業者から見積りあるいは確認した中で、やはり半導体の関係でなかなか製品の製造が長期間にわたるということで、なかなか資材調達に厳しいというのが正直ございました。発注の準備等々、段取り等も遅かったのも多少なりとも影響はあったかと思うんですけれども、なかなか、今年度まで行くのにやっぱり半年以上かかるというのが分かりまして、そうした場合、予算の関係も、最初は発注してみようかという、発注のほうやろうかなと思ったんですけれども、やはり債務負担のほうで、まず、きちんと10年契約するという中で、今年度ができない場合は令和14年度から15年度にしなきゃいけないという事務手続、議会のほうに説明して、まずは事務手続をしなきゃいけないと。そちらのほうが終わってから、再度発注し、契約にすべきだというような、内部で調整した結果もございまして、今年度、ちょっと施工が、発注まで、発注の準備はしてはいたんですけれども、発注までに至っていないという状況でございます。そのため今年度が施工できず、来年度からということになりました。

遅れましたことに関しましては、おわび申し上げます。今後は、スケジュール的には、全て発注の準備はもう、準備はしているところでございますが、何せ発注してから業者のほうで見積り調整し、物の製造等々ということでございます。なかなか景氣的にも、半導体のほうで、やはりなかなか、基数は少ないかもしれませんが、納品までに時間を要するというところでございましたので、そういったところで遅れてしまったというところでございます。

○議長（後藤洋一君） 8番久 勉君。

○8番（久 勉君） 何かよく分からない説明なんだけれどもさ。債務負担でやるということであれば、今年度の当初の予算の計上の仕方に問題あったんじゃないかと言いたくなるんですけれどもね。よく、予算計上するに当たって、債務負担行為では令和5年度から14年度までと、あ、15年度までとなっているんですけれども、それをよく検討しないで、もう当初予算にこれ計上してしまったということにもなりかねないんじゃないのかな。その辺はどうなんだ。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課長（小野伸二君） 当初は、通常だと6月、7月ぐらいに発注ということで、それに向けていろいろ業者等々から見積りあるいは状況等を確認して進めてはいたんですが、その時点で納期までに半年あるいは10か月ぐらいかかるというのが、厳しい状況だということでなかなかいい返事が来なかったというのもございます。

発注の仕方につきましては、当初、今年の当初予算に計上する段階では、遅くとも二、三か月ぐらいで納品されるんじゃないかという見込みがありまして、半年分のリース料、そして、それから10年ということで令和14年度までということで、10か年ということで見込みで予算は計上したところでございますが、なかなか昨年のときの当初予算の見込みと実際の製品の納品等々の見込みが甘かったといえれば確かにそのとおりで思うんですけれども、何せなかなか製品が入らないというのが、なかなかそういうところはちょっと見込みが甘かったといえればそれまでだと思います。いずれにしろ、当初の、昨年度の、1年前の段階では3か月ぐらいで製品が製造されて設置できるんじゃないかということで、半年分のリース料を見込んでいたんですけれども、なかなか我々の思いどおりにいかなかったというのが現実でございます。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。ほかに。6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 14ページ、15ページの一番下の、ただいまの質問の下、道路新設改良事業費なんですけれども、これは次のページの予算組替えという説明だったと思うんですけども、大谷地線の道路に使うんだということだったんですけども、ただいま大分工事も進んできたんですけども、進捗率というか、ただいまどれぐらいに見ればいいんでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課長（小野伸二君） 大谷地線につきましては、事業開始、スタート時点は大分古かったんですけども、今回の事業につきましては、平成26年度あたり、測量設計からスタートしている事業でございます。

それで、それまでは社総交という事業で行ってきたところですが、なかなか予算のつきが悪いということで、令和2年度から都市局の補助事業も活用して現在進めているところでございます。

現在、その事業の関係、補正等、繰越し、あるいは当初予算等々使いまして、現在のところ、およそ残っている工事、今年度末まで行きますと、今、及川橋交差点からの舗装工事と、今、舗装が終わりました、ちょうど中間にある取付けの道路ですね、坂路が堤防になる部分までの舗装と、今年度の予算、当初予算の既決予算等々使いまして……

○議長（後藤洋一君） 簡単に説明して。聴いているほう分からないから。

○建設課長（小野伸二君） はい。残りが、全部の390メートルほどありますが、来年度が165メートルの舗装のみ残す予定で、今年度末で、そういう状況で今進めております。

整備率といいますと、およそ58%ぐらいが今年度末で終わる予定でございまして、残りの42%分の約160メートルほどの舗装だけ来年度に残す予定になっております。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 進捗率五十何%というのは金額ベースでの話だと思うんですけども、工事自体は舗装を残すのみという説明だと、大した時間も、お金さえ工面でできれば大した時間もかからないんじゃないのかなとい

う、素人判断だけれどもできるんだけれども、来年度とは言っているんだけれども、一応目指すのはどの完工時期というか、どの辺を見込んでいるのか。来年度いっぱいを見込んでいるのか、その辺ちょっとお伺いしておきたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課長（小野伸二君） こちらの都市局の補助事業で整備しておりまして、一応これまで来年度の要望、県のほうにはしておるところでございます。

当初で予算計上させていただきまして、今見込みでは3,000万円ほど要求しているところでございます。その中で舗装、交付決定された以後の発注となりますので、6月ぐらいには発注し、あとは順調にいけば夏あるいは9月ぐらいまでに舗装を終えればいいかなと思っております。入札が順調にいけばということでございますので、そういった形で、来年の秋ぐらいまでには工事は終わるんじゃないかという見込みで、担当課でおります。延びても年末ですかね、12月までには不測の事態あっても終わるんじゃないかなという形で予定しております。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

次に入ります。

16ページから17ページまで、3項都市計画費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 16ページから17ページまで、10款教育費2項小学校費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 16ページから17ページまで、3項中学校費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 16ページから17ページまで、4項幼稚園費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 18ページから19ページまで、5項社会教育費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 18ページから19ページまで、6項保健体育費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号 令和4年度涌谷町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（後藤洋一君） 起立多数であります。よって、議案第3号 令和4年度涌谷町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

◇

◎常任副委員長の選任報告について

○議長（後藤洋一君） 本日、議員辞職の件が許可されたことにより、総務産業建設常任委員会副委員長及び広報広聴常任委員会副委員長が不在となりました。

次の休憩中に、総務産業建設常任委員会、広報広聴常任委員会を開催し、副委員長の互選を行い、その結果の報告をお願いします。

それでは、休憩します。再開は12時といたします。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時56分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） それでは、再開いたします。ちょっと時間前ですが、再開いたします。

休憩中に開催されました各常任委員会において、副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

総務産業建設常任委員会副委員長、黒澤 朗君。広報広聴常任委員会副委員長、稲葉 定君。

以上のとおり互選されました。

◇

◎日程の追加について

○議長（後藤洋一君） お諮りいたします。

本日、議員辞職の件が許可されたことにより、議会運営委員会委員及び大崎広域次期最終処分場候補地の選定に関する調査特別委員会小委員会委員、それぞれ1名が欠員となりましたので、議会運営委員会委員の選任について及び特別委員会小委員会委員選任についてを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認め、議会運営委員会委員の選任について及び特別委員会小委員会委員の選任についてを日程に追加いたします。

◇

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（後藤洋一君） 追加日程第1、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により黒澤 朗君を指名することにご

異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員に黒澤 朗君を選任することに決しました。



◎特別委員会委員の選任について

○議長（後藤洋一君） 追加日程第2、特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

次の休憩中に、大崎広域次期最終処分場候補地の選定に関する調査特別委員会を開催し、小委員会委員1名の互選を行い、その結果を報告願います。

それでは、休憩いたします。12時5分といたします。よろしくお願ひします。

休憩 午前11時58分

再開 午後0時02分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

大崎広域次期最終処分場候補地の選定に関する調査特別委員会小委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、竹中弘光君を指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、大崎広域次期最終処分場候補地の選定に関する調査特別委員会小委員会委員に竹中弘光君を選任することに決しました。



◎休会について

○議長（後藤洋一君） 以上をもって、今期涌谷町議会定例会1月第2回会議に付された事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

本会議は、この後、明日1月31日から12月28日までの332日間を休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、明日1月31日から12月28日までの332日間を休会とすることに決しました。

◇

◎散会の宣告

○議長（後藤洋一君） 本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後0時3分